

# 資料 1

第 2 回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方の審議資料

石巻地方広域水道企業団

現行料金と料金改定の考え方について

石巻地方広域水道企業団経営審議会



## 第2回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議

### 1 「第1回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議」質問 事項回答

#### (1) 水道スマートメーターについて

##### ① 導入事業体

- ① 東京都，大阪市，千歳市など全国で20事業体の一部の地域で導入

厚生労働省令和3年度スマートメーター導入状況調査

##### ② メリット，デメリット（課題）

###### ① メリット

- ・ 使用量の見える化（見守りサービス，無駄の削減）
- ・ 検針業務の省力化（難検針世帯への対応）
- ・ 漏水発見など管理の高度化
- ・ 設置後のコスト削減など

###### ② デメリット（課題）

- ・ 導入，設置にかかるコスト
- ・ 水道メーターの規格の標準化
- ・ 安全で最適な通信方式（情報セキュリティ対策）
- ・ 他のシステムとの統合

## (2) 企業債について

### ① 企業債の種類

#### ① 政府債（財政融資資金）

財務省から借り入れる資金

#### ② 機構債

地方公共団体金融機構から借り入れる資金

#### ③ 銀行等引受債

地元の銀行等から借り入れる資金

### ② 未償還残高（令和2年度以降に返済しなければならない金額）、金利

#### ① 令和2年度末未償還残高

87億4,609万9,399円

#### ② 金利

年0.003%～4.650%（借入年度で異なる）

## (3) 水道料金に差が生じる原因について

① 水源（地下水、河川水、ダムなど）、水質や地形の違い

② 水道布設年次、水利権や建設費用の多寡の違い

③ 人口密度や需要構造（生活様式や産業など）の違い

これらの地理的、歴史的、社会的な要因などのため

## 2 現行料金と料金改定の考え方について

### (1) 現行料金等について

#### ① 基本料金

口径ごとに基本料金が決められており、口径が大きくなるほど金額が大きくなります。水道の契約をしていれば、水を全く使用しなくても生じるメーター検針や料金徴収など、必要な経費を賄うための料金です。

##### ① 一般家庭用

一般的に口径13mm及び口径20mmのことを指し、基本料金には10m<sup>3</sup>分の水量が含まれています。

##### ② 大口径（事業用）

一般的に口径25mm以上を指し、基本料金には水量が含まれず、1m<sup>3</sup>使用すれば基本料金に1m<sup>3</sup>分の水量料金が加算されます。

#### ② 給水原価

蛇口から出る1m<sup>3</sup>の水を作るためにかかる費用で、水を作るための費用1年分を年間総有収水量（水道料金徴収対象となった水量）で割ったものです。

#### ③ 供給単価

蛇口から出る1m<sup>3</sup>の水を売った価格で、給水収益（水道

料金収入) を年間総有収水量で割ったものです。1 m<sup>3</sup>あたりの単価です。

#### ④ 逓増制料金

高度経済成長による水需要の急増に対し合理的な水の使用を促し、生活用水は低廉に、事業用など大量にお使いになるお客さまには、使用水量に応じた施設整備や維持管理にかかる費用をご負担いただくという観点から、当企業団におきましても他の多くの事業体と同様に、逓増制料金を採用してきました。

### (2) 改定率等について

#### ① 財政状況

「第1回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議」では、現在の経営状況で10年経過した場合、プラスの財産が大きく減少し、減少する見込みの約100億円の増収を図りたいとご説明しました。1年あたり約10億円の増収が必要となり、そのための改定率は平均約20%となります。それでは、お客さまの負担が大きくなるため、改定率を平均約15%に抑え5年後に平均約10%の改定をすることにより、財源を確保できると算出しました。

## ② 改定周期

財政収支見込については、定期的に見直しをしますが、短期間に何度も料金改定をすることは、業務の煩雑化や経費の増加など、合理的ではありません。そのため、最低5年、最高10年で検討しました。

## ③ 改定率

改定率は最大で平均約20%、最小で平均約10%の間で検討しました。

## ④ 水道料金改定業務の手引き（日本水道協会）

手引きを参考にしながらも、当企業団の状況に合わせた検討をしました。

## (3) 水道料金改定（A案）について

① 平均改定率 約20%

② 基本料金 各口径を約20%増額改定

③ 水量料金 現行の事業用（大口径）の単価が一般家庭用より高いため、改定率を一般家庭用より低い15%～19%とし、51m<sup>3</sup>以上の水量料金は一般家庭用と事業用を同一の単価としました。

(4) 水道料金改定 (B 案) について

- ① 平均改定率 約 15%
- ② 基本料金 各口径を約 15%増額改定
- ③ 水量料金 現行の事業用 (大口径) 単価が一般家庭用より高いため、改定率を一般家庭用より低い 11%~15%とし、51m<sup>3</sup>以上の水量料金は一般家庭用と事業用を同一の単価としました。

令和 10 年度に 10%増額改定予定 (経営状況の検証結果により改定率を変更する場合があります)。

(5) 現行料金と A 案, B 案の比較について

- ① 水道料金比較 (この表のみ税込金額での比較)

一般家庭用の口径 13mm と 20mm については、使用水量 10m<sup>3</sup>, 20m<sup>3</sup>及び 30m<sup>3</sup>で比較し、事業用の口径 50mm と 100mm については使用水量 100m<sup>3</sup>, 200m<sup>3</sup>及び 300m<sup>3</sup>で比較しました。



② 収益予測比較

令和2年度決算数値をベースに、現行料金とA案とB案に料金を改定した場合の収益予測を比較しました。

(6) 以上を参考として、ご審議願います。

